

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
(消費者行政の基本施策に関する件)

(略)

○委員長(石井章君) 進藤金日子君。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子です。

早速質問に入りたいと思います。

我が国の食品ロス量は 2020 年度で 472 万トンであります。この量は、国連世界食糧計画、WFP による世界全体の食糧援助量、これは 2022 年度で約 480 万トンになるわけですが、この量に相当するわけであります。



この内訳としましては、家庭系食品ロス、事業系食品ロス共に約 236 万トンと同量なんですけれども、それぞれ削減目標が決められており、双方とも 2000 年度比で 2030 年度までに半減することとされているわけでありまして、事業系につきましては

では 2022 年度に 8 年前倒しで目標達成したわけですが、家庭系につきましては目標達成に至っておりません。

2022 年度の食品ロス量 472 万トンのその経済損失が約 4 兆円という試算もある中で、そういった中で、また世界の飢餓人口も今高止まりしているわけでありまして。こういったことを考慮しますと、食品ロスは国民全体の問題としてその削減に徹底して取り組むべき課題であると認識しております。

こうした認識の下で、令和 7 年 3 月 25 日に閣議決定された食品ロス削減の推進に関する基本的な方針について、家庭系食品ロス量の削減に向けた具体的な取組方針をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(井上計君) お答えいたします。

家庭系食品ロス削減目標を達成するためには、自治体による取組の推進と消費者の行動変容の促進が課題であると認識をしております。

このうち自治体による取組の推進については、これまで環境省において自治体による食品ロス削減推進計画策定の伴走支援や食品ロス削減の優良事例の公表により取組が促進されてきており、今後、自治体による食品ロス削減推進計画の策定が更に進むよう、自治体職員が計画策定時に参照できる手引を公表することが予定されていると伺っております。

また、消費者の行動変容の促進につきましては、食品ロス削減の推進に関する基本的な方針の中で、家庭系食品ロス削減の具体的な取組として、買物前の食材チェック、食材を使い

切るための冷蔵庫内の在庫管理、余った食材の有効利用、必要な分だけ調理する工夫、フードドライブ活動を通じた余剰



食品の寄附など、消費者に求められる行動を示しているところ、これらの行動例をヒントに日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを消費者一人一人が考え、行動に移せるよ

う、国及び地方公共団体が連携し、政府広報や SNS など様々な機会を通じて行動変容を促すための啓発活動を行っております。

これまでの取組により家庭系食品ロスは年々減少傾向にはございますが、削減目標を 2030 年度を待たずに早期に達成できるよう、引き続き関係省庁や自治体、事業者等と連携して積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、グリーン志向の消費行動についてお尋ねいたします。

持続可能な社会の形成に向けて環境に配慮したグリーン志向の消費行動の促進に当たって、消費者庁において具体的な取組の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(藤本武士君) お答えいたします。

SDGs の目標 12、つくる責任、使う責任に掲げられているとおり、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に寄与するという視点の重要性は高まっております。このため、消費者庁としましては、人や社会、環境に配慮した消費行動でありますエシカル消費の普及啓発などに取り組んでまいりました。

昨年 11 月からは、産業界や民間団体等の有識者を構成員とするワーキングチームを開催しまして、地球環境の観点から切り口に、消費者が社会課題を自分事と捉え、行動、実践につなげていくための課題分析や取組の方向性に関する議論を行っていただきました。



今年 2 月の取りまとめでは、行政のほか、事業者や民間団体等の幅広い主体におきまして、消費者に対し、環境に配慮された商品、サービスを理解し、意識的に選好するなどの行動でありますグリーン

志向の消費行動を促していく取組を進める際に必要な視点を示していただいたところであります。

この取りまとめが事業者や民間団体等の幅広い主体におい

て活用され、取組の深化につなげていただけるよう、情報発信を進めてまいります。

また、消費者庁としましては、1点目として、行政、事業者、団体、メディア等の幅広い主体の連携により、地球環境の現状や課題について、適切な危機感や問題意識の醸成につながる正確な情報を消費者に提供、発信する取組、2点目としまして、国、自治体、企業、地域等におけるグリーン志向の消費行動を促す取組の後押しや好事例の発掘、横展開、3点目としまして、関係省庁と連携した消費者による商品、サービスの選択に資する情報の整理、提供に取り組んでまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 これも重要なところでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、令和7年3月18日に閣議決定されました第5期消費者基本計画に関連してお尋ねいたします。

まず、第5期基本計画では、第4章消費者政策における基本的な施策におきまして、より良い社会の実現と国際協調への貢献の中で、食育の推進が位置付けられています。

現在、我が党自民党の中では、食育調査会と総合農林政策調査会が合同で、食と農への消費者理解醸成と行動変容に向けた施策検討PTを設けて、精力的に検討を重ねております。私も今事務局長を務めているわけですが、この検討を通じまして、消費者の食卓と農業生産現場の距離を縮めること、これが極めて重要だというふうに痛感しているところでございます。

そこで、消費者庁の食育推進について、現状と今後の具体的な取組方針をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（藤本武士君） お答えいたします。

食育を推進することは、消費者が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を身に付けるという観点と、持続可能な社会の実現に向け、消費者が、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々に支えられていることへの感謝や理解を深めることにつながるという観点から、消費者教育においても重要な要素であると認識しております。

このため、消費者教育の推進に関する法律に基づき策定しました基本方針におきましても、食育について積極的に推進することとしております。

具体的には、消費者庁におきましては、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むための普及啓発、持続可能な食料システムにつながるエシカル消費の推進、消費者の更なる食品表示の活用に向けた普及啓発、国、地方公共団体、各種団体の連携による食品の安全性についてのリスクコミュニケーションなどに取り組んできたところであります。

引き続き、食育に取り組む関係省庁や地方公共団体又は民間団体等の様々な主体との連携、協働も図りつつ、消費者の理解、行動を促す取組を進めてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 今御答弁にありましたように、各主体と連携というのが極めて重要だと思いますので、よろしくお願い

したいと思います。

また、第5期基本計画におきましては、消費者行政の推進にとって多様な主体の連携が極めて重要であるとの認識の下で、地方消費者行政の推進を位置付けております。

そこで、地方消費者行政強化交付金の推進事業について、活用期限設定の考え方とともに、今後の地方消費者行政推進に当たっての予算措置や制度運用の具体的な方針をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。



地方消費者行政交付金推進事業の活用期限につきましては、平成25年2月の地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則におい

て、地方消費者行政活

性化基金等により整備した地方消費者行政体制の自主財源による安定的な維持、充実に資するという観点から設定されたものが期限になっていると認識しております。

他方、本交付金の推進事業が来年度に多くの自治体で活用期限を迎えることを受けまして、地方の現場の皆様からは、相談窓口を維持できるか、消費者教育や啓発を続けられるかなどの切実な声をいただいております。

消費者庁といたしましては、現場で相談業務や見守り活動等に尽力されていらっしゃる方々の意見を踏まえまして、どこに住んでいても質の高い相談、救済が受けられ、消費者の安心、安全が確保される体制の整備にしっかりと取り組んでまいります。

○進藤金日子君 今後の地方消費者行政推進に当たっての予算措置や制度運用、これについては具体的な方針をお聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

地方消費者行政の今後の方針でございますけれども、先般閣議決定いたしました消費者基本計画におきまして、地方消費者行政の水準が低下することのないようしっかりと消費者庁として取り組んでいく方針で、今後もしっかりと現場の方々の皆様のお声を伺いながら取り組んでまいればというふうに思っております。

○進藤金日子君 これにつきましては、多くの自治体、熊本県議会からは地方自治法第99条に基づく意見書が先月19日に衆参両院議長、石破内閣総理大臣、伊東大臣にも提出されているところであります。

田中議員からも言及がありましたが、消費者被害拡大しております。是非とも、地方消費者行政強化交付金の推進事業につきましては、地方の不安を払拭して、国と地方との強固な信頼関係の下で更に連携を緊密にして、消費者被害の防止を徹底すべきことを強く求めまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。